公益社団法人新潟県理学療法士会 定款細則

この細則は定款第48条により定める。

1　会員に関する項

①　定款第5条の規定に基づきこれを定める。

②　会員に勤務地、居住地および氏名に変更があるときは、速やかに会長に届けなければならない。

③　正会員に特別の事情がある場合、理事会の承認を得て2年以内で休会することができる。休会中は会員資格を停止する。

④　会員が死亡したときは弔慰金を贈る。その額は当該年度の会費相当額とする。

2　会費に関する項

①　正会員は定款第7条の規定により、年額10,000円の会費を納める。

②　休会会員は会費を免除する。

③　育児休業割引対象者は翌年度の会費の7,000円を減免する。

④　育児休業割引対象者は育児休業期間中に割引申請を行った者とする。

⑤　シニア割引対象者は翌年度の会費の7,000円を減免する。

⑥　シニア割引対象者は満65歳以上かつ会員歴25年以上の在会会員で割引申請を行った者とする。

⑦　災害等により会費の減免を認められた会員は翌年度の会費を減免する。

⑧　名誉会員は定款第5条2項に基づき会費を徴収しない。

⑨　賛助会員は定款第5条3項に基づき年額

A会員30,000円　　B会員15,000円の会費を納める。

⑩　正会員の会費納入方法はクレジットカード決済または口座振替とし、納期は原則として当該事業年度が始まる前日の3月31日までとする。

3　旅費および諸手当に関する項

①　この規定は定款第28条の2項および3項に基づき、役員等の旅費および諸手当並びに費用の支給について定める。

②　理事および監事、役員および部員、または会員が理事会および部会等、会務を務めた場合は旅費および諸手当を支給する。

③　旅費および諸手当は社会状況に応じて改定する。また定めのない事項については理事会において別に定める。

4　会務運営に関する項

①　会長が必要と認めるときは定款第32条の規定に基づき理事会および三役・局長会議を開催することができる。

②　会長は、士会内に局・部および委員会を置き、これを統括し会務の運営にあたる。

③　局長は、会長の任命を受けて局を統括しその運営にあたる。

④　担当理事は会長の任命を受けてそれぞれの担当部を統括し運営する。

⑤　部長は、会長の任命の下理事会の承認を受けて、部を統括し運営する。部員は、部長が選任し会長が委嘱する。

⑥　委員長は、会長の任命の下理事会の承認を得て委員会を運営する。委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。

⑦　会長が必要と認めるとき、理事会の承認を得て特別委員会を設置できる。

⑧　特別委員長は、会長の任命の下理事会の承認得て特別委員会を運営する。委員は特別委員長が選任し会長が委嘱する。

⑨　会長が会務運営上必要と認めるときは、部長・部員、委員長・委員および特別委員長は、理事会において意見を述べることができる。
⑩　局・部および委員会の分掌規程は別に定める。
⑪　監事のうち1名は会員外から選出するものとする。また、会員外の監事は会長が推薦し、理事会並びに総会の承認を得て選出する。

5　選挙に関する項
①　理事および監事の選挙は定款第23条に基づき、この規定によって行う。
②　選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員は正会員の中より2名を理事会において選出し、任期は2年とする。再任は妨げない。
③　理事・監事の立候補者は選挙管理委員になることはできない。
④　理事立候補者の内、会長に立候補する意思のある者はそれを表明することができる。
⑤　選挙管理委員会は投票日60日以前に選挙すべき役員の定数を公示し、立候補を受け付け、締め切りは投票日の30日前とする。
⑥　理事および監事の選挙は正会員の自由意志により立候補できる。
⑦　立候補者が定款第22条第1項に定める最大定数に満たないときは、会務内容に応じて理事会にて補充理事を推薦し、総会にて承認を受けなければならない。
⑧　選挙管理委員が理事および監事に立候補するときは委員を辞職し、理事会は選挙管理委員を補充する。補充委員の任期は残期間とする。
⑨　投票方法は選挙管理委員会が定め、有効投票は投票総数の2分の1以上なくてはならない。
⑩　理事・監事の選挙は連記投票とする。
⑪　連記投票は得票数上位より順次当選とする。定数を超えて投票したものは無効となる。
⑫　候補者が定数以内の場合は無投票当選とする。
⑬　会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。
⑭　副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、選定 にあたっては会長の意見を参考にすることができる。
⑮　立候補者の氏名、並びに立候補の主旨（400字以内）の告示とし、文書をもって通知する。必要に応じて演説の機会を設けることができる。
⑯　開票に際し立会人を推薦できる。

6　事務局に関する項
①　事務局の運営に関する事項についてはこれを別に定める。
②　定款第35条に基づき理事会の議事録を作成保存する。
③　決算報告書および予算書は総会の2週間前に会員に配布する。
④　事務局業務に関する経費は、該当する規定に基づき実費を支払うことができる。
⑤　財務に関する規定はこれを別に定める。

7　付　則
①　この細則の改廃は理事会の承認を受けるものとする。
②　この細則は平成8年4月1日より施行する。
③　この細則は一部を改正し平成18年5月14日より施行する。
④　この細則は平成25年6月16日より改正し施行する。
⑤　この細則は平成27年1月20日より改正し施行する。
⑥　この細則は令和1年12月1日より改正し施行する。
⑦　この細則は令和2年1月12日より改正し施行する。
⑧　この細則は令和3年12月19日より改正し施行する。
⑨　この細則は令和7年4月27日より改正し施行する。